

早めに  
知っておきたい



# 相続に関する 税金のこと

皆さんご存知ですか？  
相続税が大きく  
変わりました！

## ケース1 相続税への問題意識を！



**POINT!** 人生の最後の仕事、相続税対策は早めに考えましょう。西川会計には多くの実績と蓄積された節税対策のノウハウがあります。西川会計にお任せ下さい！

## ケース2 相続税簡易シミュレーション



## ケース3 遺言書の準備を



**POINT!** ご自分の資産を把握することが重要です。どのような資産があるのか確認しましょう。資産の把握ができたなら、誰にどの財産をあげるのか考えましょう。自分の意志を反映させるためには、法的な遺書を残すことが大切です。そのご相談は西川会計にお任せ下さい!

## ケース4 生前贈与は慎重に



**POINT!** 土地の相続・贈与・譲渡は色々な問題がおこることがあります。土地における総合対策をサポートいたします。西川会計にお任せください!

### Nishikawa 相続サポート

専門ノウハウで、あなたの考えにそった対策プランを提案します!



● 税理士法人 西川会計

(1967年設立 税理士 西川会計事務所)

・ 税務監査事業部・経営支援事業部  
・ 理美容事業部・資産税事業部

● 株式会社ライフ経営

(1989年設立)

● 有限会社東京経営情報センター  
(1976年設立)

● 網社会保険労務士事務所  
(1988年設立 株式会社日本クリエート)

● 有限会社日税不動産センター  
(1988年設立)

● 有限会社アイ・ネットサービス  
(1999年設立)

# 税理士法人 西川会計

相続税実務のスペシャリストが提供する

らいふ経営グループ

## 無料 相続税簡易シミュレーション

守秘義務  
厳守

相続税は、「3,000万円+600万円×法定相続人数」（平成23年4月1日改正）を超える財産を所有する者の死亡により発生する税金。死亡後10ヶ月以内の申告・納税が原則です。  
税理士法人西川会計の豊富な経験による相続税の試算と的確なアドバイスを節税対策はもちろん、あなたの資産運用にお役立てください。



このような  
お悩みの方に  
大好評です!!

- 相続税がいくらかかるのかを知りたい
- アパート建築を勧められているが、どうしたら良いかわからない
- 遺言を考えたい
- 固定資産税の負担が大変である
- 不動産所得が多額である
- 相続人関係が複雑で、相続開始後には争族になる可能性がある
- 事業承継について悩んでいる
- 節税を行っておきたい

### 最低限必要な資料

- ・固定資産の課税明細書等
- ・相続人数

差し込みの「試算依頼書」をご利用ください

### 豊富なシミュレーション

- 養子縁組と節税効果
- 同族会社株式を継承することによる納税猶予と特例適用の条件
- 土地・建物の運用によるメリット・デメリット
- 配偶者の死亡によって相続税はこんなに違う… など

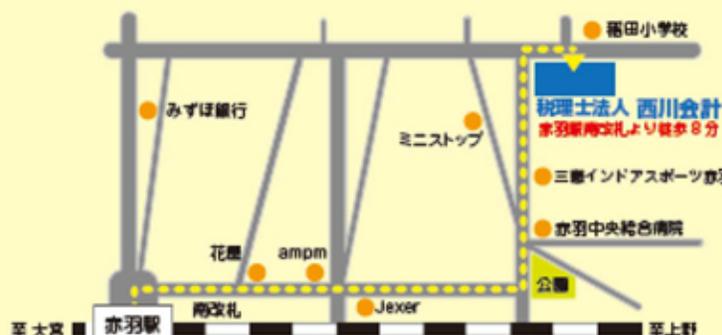
お申し込みは簡単!

今すぐお電話・FAXを

TEL **03-3902-1200**

FAX **03-3901-5600**

<http://www.souzoku-akabane.com/>



### 税理士法人 西川会計 資産税事業部

赤羽駅南口より徒歩8分

〒115-0044 東京都北区赤羽南 2-4-15

TEL 03-3902-1200

FAX 03-3901-5600

ホームページもご覧下さい

<http://www.nishikawa-kaikei.co.jp/>

MAIL lifeman@nishikawa-kaikei.co.jp

※関与先に対する巡回監査及び決算・申告業務についてISO9001取得